

市民活動促進の基本となる計画について（答申）

令和4年10月

静岡市市民活動促進協議会

## 目次

1	第4次静岡市市民活動促進基本計画の策定にあたって	
	(1) はじめに	…02P
	(2) 静岡市市民活動促進基本計画の基本的な位置づけ	…02P
2	現状認識	
	(1) 社会情勢	…03P
	(2) 本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来	…04P
	(3) デジタル化の進展	…05P
	(4) 非営利法人の活動形態の多様化	…06P
3	第3次静岡市市民活動促進基本計画の進捗状況と評価の在り方について	
	(1) 静岡市による自己評価	…07P
	(2) 静岡市による自己評価を受けて	…14P
4	第4次静岡市市民活動促進基本計画の基本的な考え方	
	(1) 目指す姿	…15P
	(2) 施策の柱	…15P
	(3) 施策の柱ごとの方向性	…16P
5	委員からのコメント	…20P
資料		
	静岡市市民活動促進協議会（第8期）委員名簿	…23P
	静岡市市民活動促進協議会（第8期）会議概要	…24P
	諮問書	…25P
	静岡市市民活動の促進に関する条例	…26P

## Ⅰ 第4次静岡市市民活動促進基本計画の策定にあたって

### (1) はじめに

静岡市では「静岡市市民活動の促進に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、市民活動の促進の基本となる計画として、平成27年度から8年間を計画期間とした「第3次静岡市市民活動促進基本計画(以下「第3次計画」という。)」を策定しています。

この計画は令和4年度で終期を迎えるため、次期計画である「第4次静岡市市民活動促進基本計画(以下「第4次計画」という。)」の検討が静岡市において進められるなか、令和3年8月、市長から本協議会に対し、第4次計画の策定についての意見聴取を目的として、「市民活動促進の基本となる計画について」の諮問がありました。

これを受け、協議会では、第4次計画における静岡市の市民活動のあるべき姿や施策の方向性等について検討を重ねてまいりましたので、その結果について次のとおり答申します。

第4次計画の策定にあたっては、第3次計画の8年間を振り返った上で、これからの変化に対する「しなやかさ」を持った未来志向の計画となることを期待します。

### (2) 静岡市市民活動促進基本計画の基本的な位置づけ

市民活動促進基本計画は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画で、条例第8条において下記のとおり規定されています。

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

(2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。

(2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。

(3) 協働事業の促進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

また、第4次計画の期間については、静岡市において策定中の第4次静岡市総合計画(令和5年度～令和12年度)との整合性を図るため、計画期間は令和5年度から令和12年度までの8年間が適当と考えます。

## 2 現状認識

### (1) 社会情勢

平成 27 年度に第 3 次計画を策定して以来、社会を取り巻く状況は大きく変わりました。特に、新型コロナウイルス感染症は令和 2 年（2020 年）のはじめに国内で初めて感染者が確認されて以降、我が国全体に感染が拡大し、今なお、人々の生活に影響を与えています。感染リスクを抑えるために非接触・非対面での行動様式が求められるなか、市民活動においても、行動（外出）の抑制や施設の利用制限等によって事業の縮小や休止、また、それらに伴う団体の事業収入の減少等といった弊害が生じています。

市民活動の停滞は、それらの活動に支えられていた市民の生活にも影響が及びます。対面による相談や見守り、交流の場を設けることを通じた支援活動は、当事者と直接関わる機会が絶たれ、その結果、生きづらさや孤独、孤立を感じやすい境遇にある人はその状況がより深刻化することになります。このような影響は市民活動の様々な分野に及んでおり、社会に内在していた様々な課題が、コロナ禍を機に浮き彫りになったとも言えます。

令和 4 年（2022 年）に入ってから、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響によって国際情勢が不安定となり、それに伴う原油価格や物価高騰等によって、市民の生活や経済活動に重大な影響が及んでいます。コロナ禍の収束が見通せないなかで、経済・社会活動回復の妨げとなっています。

また、近年の国際的な動きの一つとしては、国際連合が平成 27 年（2015 年）に採択した文書「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会が目指すべき共通の目標である「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）が設定されたことがあげられます。現在、世界各国がその目標達成に向けて取り組んでいるところですが、同文書では政府や国際機関、企業等と並び、市民社会が実施における役割を有するとされる等、市民活動の重要性が明言され、また、多様な主体との連携が推奨されている点も、市民活動において重視している協働という観点と一致しています。

社会は市民一人ひとりの行動の積み重ねによって作られます。多様な市民活動が生まれることこそが、持続可能な社会の実現につながるものであれば、SDGs によって改めて強調されることとなりました。

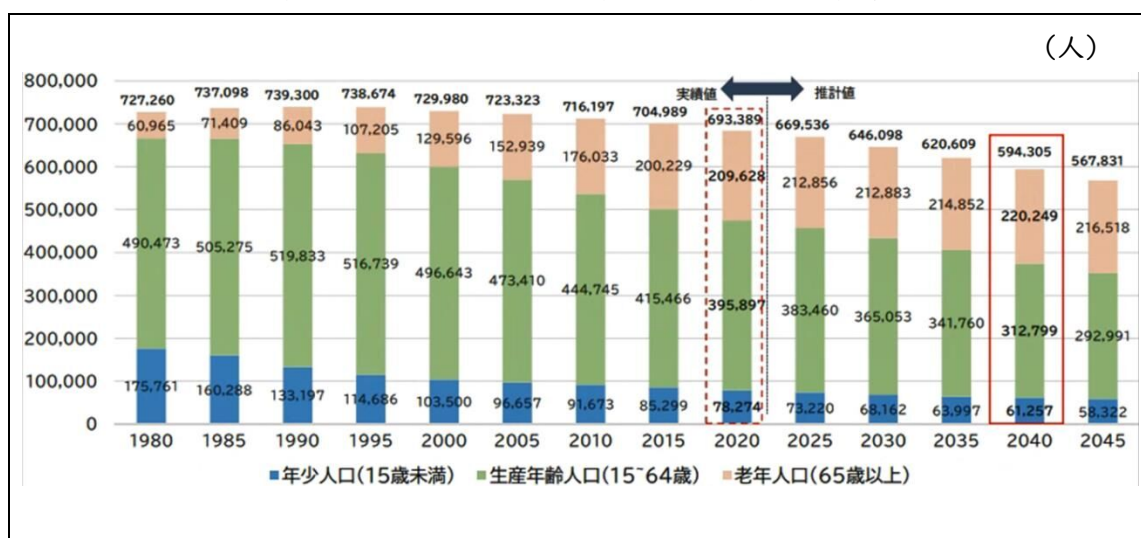
なお、SDGs は 2030 年を期限とした目標であり、これは第 4 次計画の計画期間と重なります。これからの 8 年間では、SDGs の先を見据えた検討も必要となってきます。

## (2) 本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来

静岡市の人口は令和2年国勢調査によると69万3,389人であり、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年将来人口推計によると、令和22年(2040年)には約59万人まで減少することが予測されています。

令和2年(2020年)には高齢化率が3割を超え、出生数の減少も続き、少子高齢化が更に進んでいます。

静岡市のこれまでの人口推移及び将来人口推計

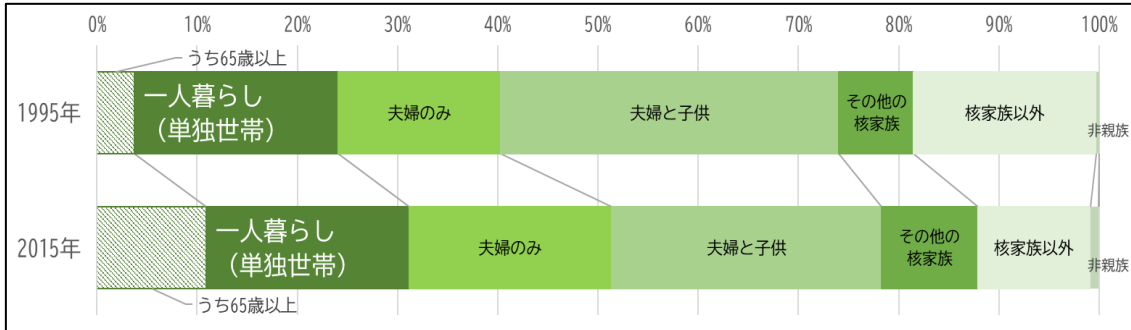


総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」を基に作成

人口構成だけでなく世帯の構造も大きく変化しています。平成27年(2015年)には、一人暮らし(単独世帯)の数は市全体の世帯数の3割を超え、高齢者の一人暮らしは10.9%となっています。三世帯世帯も減少し、以前のような家庭の中での支え合いが困難な状況となっています。また、今後は高齢者の中でも75歳以上の人の占める割合が増加するとともに退職年齢の延長といった要因もあり、自治会・町内会等の地縁団体の担い手不足の問題も更に深刻化しそうです。

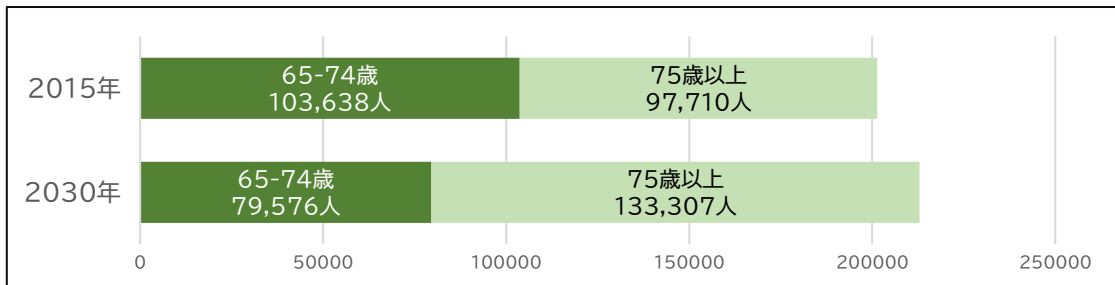
人口減少は市の財政にも影響を及ぼします。厳しい財政状況のなか公的な支援が届きにくい分野も生じてきます。市民がお互いに支えあうことで、安心して暮らせる地域をつくっていくことがこれまで以上に求められています。

### 静岡市の世帯構成の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

### 静岡市の高齢者数の予測



国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を基に作成

### (3) デジタル化の進展

コロナ禍のなか、社会全体で急速なデジタル化が進められました。市民活動においてもインターネットを活用したミーティングや各種事業の実施が増加しました。また、情報伝達において距離の制約を受けることが少なくなったことで、市内における活動も、より全国区の動きとつながりやすくなりました。

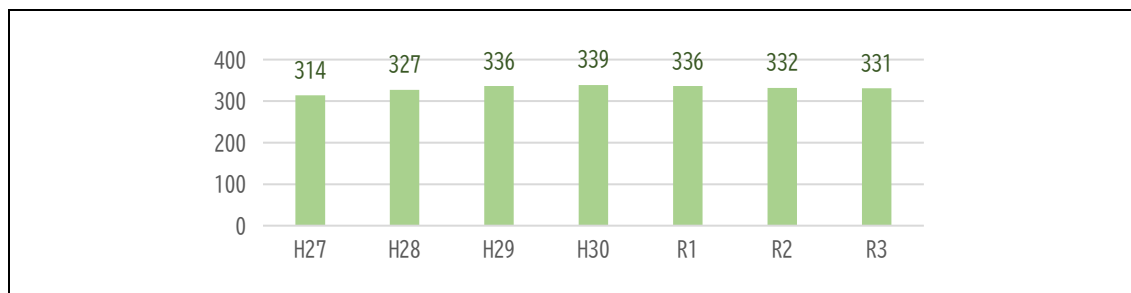
一方で、デジタル活用をためらう人や利用に慣れない人、デジタル化による恩恵を受けられない環境にある人も存在し、こうした人たちを取り残さないための取組も求められます。

単にデジタル活用によって効率化し、課題解決を図っていくというだけでなく、どのような状況に置かれた人でも様々な情報や機会にアクセスできる環境を整えていくことが重要です。

#### (4) 非営利法人の活動形態の多様化

平成 10 年の特定非営利活動促進法の制定以降、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）の数は増加してきましたが、全国的には平成 30 年度から、本市においては令和元年度から減少に転じています。

NPO 法人数（静岡市）



減少の要因としては、平成 18 年の公益法人改革により公益的な活動に取り組むための法人格の選択肢が増えたことや、役員の高齢化等によって事業の継続が困難となったり、新型コロナウイルス感染症の影響により活動自体が停滞したこと等を背景に、解散する法人も増加傾向にあること等が考えられます。今後、一般社団法人や一般財団法人のほか、労働者協同組合法（令和 4 年 10 月 1 日施行）によって新たに非営利の法人格として位置づけられる「労働者協同組合」など、その選択肢は広がっていきます。

また、法人格を持たない、いわゆる任意団体や、個人又は少人数によるプロジェクトベースでの活動等もあり、市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。

こうした点を踏まえると、協働の形についても、「市と市民活動団体」や「市民活動団体と企業」といった 1 対 1 のものだけではなく、一つの目的のもと、プロジェクトに多様な主体が参画しているような活動も増えていくと推測されます。今後は、特定の枠組みにとらわれることなく施策を考えていく必要があります。



### 3 第3次静岡市市民活動促進基本計画の進捗状況と評価の在り方について

第3次計画（平成27年度～令和4年度）においては、4つの「施策の柱」ごとに成果指標を設け、目標とする数値を定量的に定めていました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、状況は計画策定時から大きく変化するなかで、評価の仕方も含めて第4次計画に向けて検討を行う必要があります。ここでは、静岡市による第3次計画の進捗状況の評価（自己評価）を受けて、第4次計画に向けた評価の在り方について提案します。

#### （1）静岡市による自己評価

成果指標等に対する進捗状況と、静岡市による自己評価は次のとおりです。

#### ■施策の柱1「知らせる」（交流の場づくり）

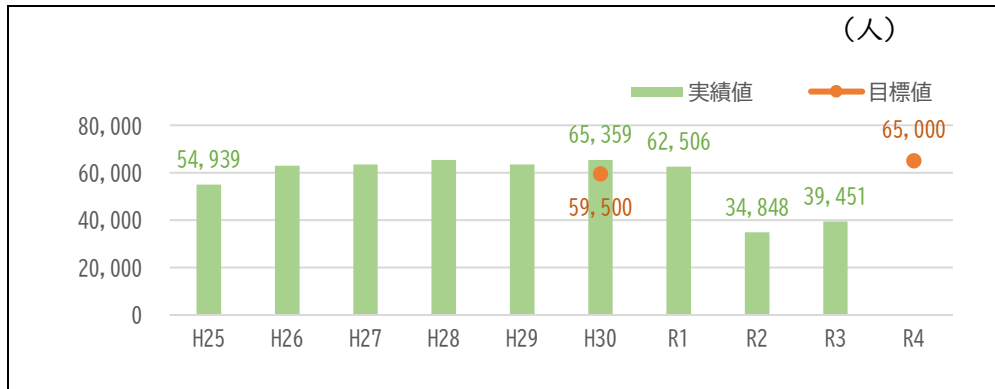
成果指標	① 市民活動センター来館者数 ② 市民活動に「参加したことのある人」「参加したいと思う人」の割合
モニタリング指標	静岡市市民活動ポータルサイト「ここからネット」の総アクセス数
基本目標	(1) 市民活動センターの機能強化 (2) 多彩な参加の場づくり

##### <成果指標について>

市民活動センター来館者数は、計画前期は順調に増加し、平成30年度の間見直しによって令和4年度の目標値が6万3千人から6万5千人に上方修正されました。しかしながら、計画後期においては新型コロナウイルスの影響による会議室の利用制限、各団体の活動自粛等により大きく減少しました。令和3年度はやや回復したものの、令和4年度の目標値を大幅に下回っています。

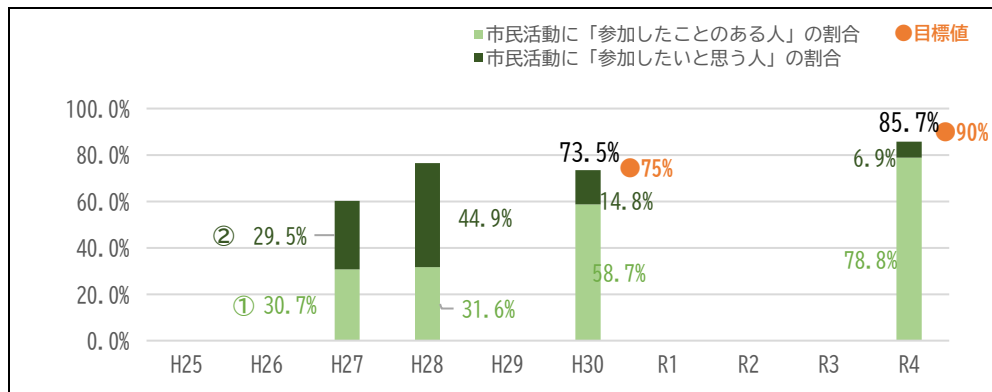


### 市民活動センター来館者数



また、「市民活動に「参加したことのある人」「参加したいと思う人」の割合」については平成30年度調査、令和4年度調査において質問の記述を修正したことから計画策定時（平成27年度）との単純な比較はできませんが、令和4年度の市民意識調査では85.7%といった結果になっています。

### 市民活動に「①参加したことのある人」「②参加したいと思う人」の割合



静岡市「市民意識調査」を基に作成

#### <基本目標について>

##### (1) 市民活動センターの機能強化

市民活動センターでは、市民活動に関する様々な情報の収集や提供、相談、講座等の実施、団体同士の連携や交流、施設の提供等を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響によって減少した利用者数は、令和3年度はやや回復したものの、以前の6割ほどに留まっています。

一方で、コロナ禍においても主催講座のオンライン開催や、利用者に対して web 会議ツールの使い方を教えたりするなど、スタッフが率先してスキルを身に付け、必要

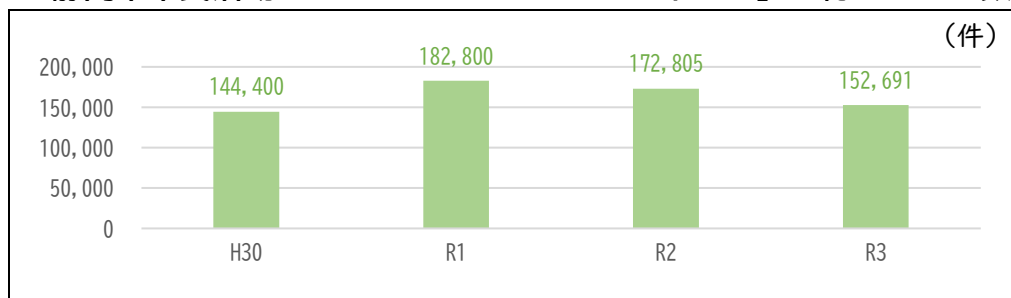
とされる情報やノウハウを利用者へ提供したり、オンライン配信を行うための機材の配置や整備にも取り組んでいます。また、市内2つの市民活動センターをオンラインで結んだ講座の開催等、センター同士の連携も進んでいます。

こうしたデジタル化の進展等といった社会の大きな変化に対して、市民活動センターに求められる機能等をしっかりと把握し、運営に結び付けていくことがより一層求められています。

## (2) 多彩な参加の場づくり

市民活動が日頃の活動成果を発表し、市民がその活動に触れ合うイベントとして、平成27年度から3年間「市民活動プレビュー in Shizuoka」を開催（平成29年度は台風の影響により中止）し、市民活動に関する理解を深め、活動への参加を促進する機会を創出しました。また、平成30年度には静岡市市民活動ポータルサイト「ここからネット」を開設し、インターネットを活用した市民活動団体の交流や情報発信の手段を整備しました。「ここからネット」は、新型コロナウイルス感染症によって様々なイベントや活動が中止や延期となった影響もあり、アクセス数が伸び悩んでいます。情報の更新頻度を下げることなく、市民活動の好事例の掲載やボランティア情報の登録を積極的に進める等、活きた情報の更新と活用に努めていく必要があります。

静岡市市民活動ポータルサイト「ここからネット」の総アクセス数



※H30は11か月間の数値

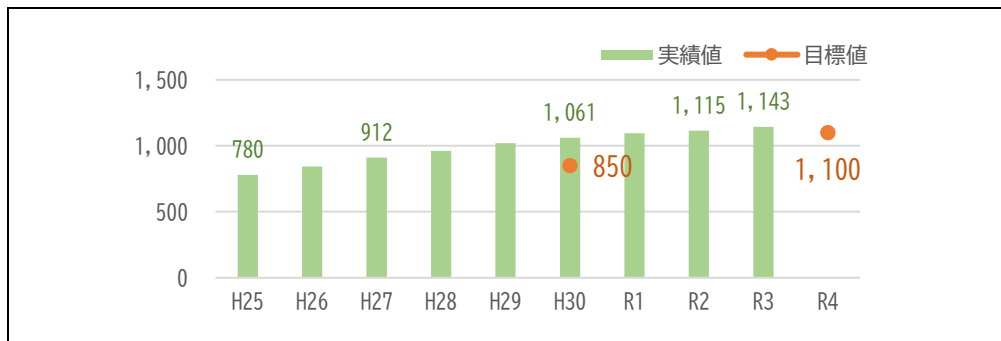
## ■施策の柱2「やってみる」（市民活動への参加の促進）

成果指標	市民活動センター利用登録団体数
モニタリング指標	—
基本目標	(1) 市民活動を広げるための取組 (2) 市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

### <成果指標について>

平成 30 年度の中間見直しによって令和 4 年度の目標値が 900 団体から 1,100 団体に上方修正されました。令和 3 年度の登録団体数は 1,143 団体となりました。近年伸びの鈍化はあるものの、令和 4 年度の目標を達成しています。

#### 市民活動センター利用登録団体数



### <基本目標について>

#### (1) 市民活動を広げるための取組

市民一人ひとりが社会的課題の解決に向けて行動を起こしたり、仲間を募ったりすることで市民活動が生まれます。こうした活動のきっかけや仲間づくりのため、静岡市では平成 28 年度から市が主催する人材養成講座を「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」として集約し、シチズンシップに富んだ人材の育成を全庁的に進めています。平成 28 年度 10 講座でスタートしましたが、令和 3 年度は 24 講座まで増加し、修了生は延べ 1,983 名となりました。修了生は様々な分野における市民活動で活躍し始めています。更なる活躍の場の創出に向け、学んだことを地域や社会で活かすための支援の充実が求められています。

#### (2) 市民活動の楽しさを知ってもらうための取組

市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくするためには、市民活動の楽しさを知ってもらうことが重要です。静岡市では地域や社会のことについて気軽に話し合いのできる機会や環境の創出に努めてきました。また、市民活動センターにおける情報誌の発行や啓発講座、住民基本台帳からの無作為抽出した市民の皆さんによる、静岡市のまちづくりに関するワークショップである「Voice of しずおか市民討議会」といった様々な事業を通じて、市民参画の機会を提供しています。このように市民の皆さんが、意見表明等を通じて市政に参画しやすくなるよう、様々な機会や手法を取り入れていく必要があります。

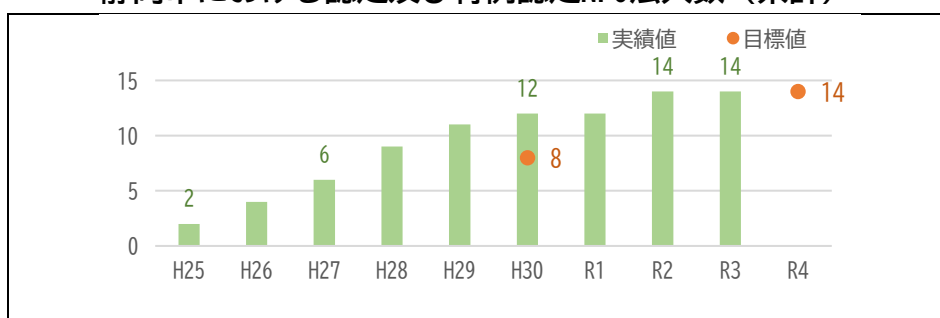
### ■施策の柱3「深める」（市民活動の自立を支える環境づくり）

成果指標	認定及び特例認定NPO法人数（累計）
モニタリング指標	認定・特例認定NPO法人に対する寄附総額
基本目標	（１）優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組 （２）市民活動団体の運営を支援する取組

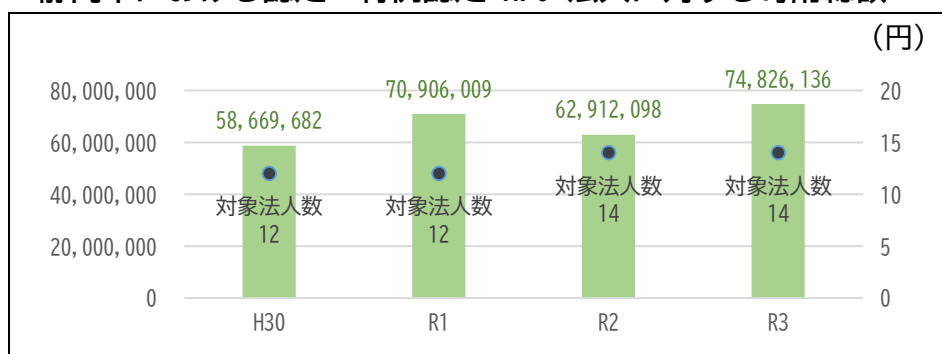
<成果指標について>

平成30年度の中間見直しによって令和4年度の目標値が12団体から14団体に上方修正されました。その後、令和2年度までに目標値を達成しました。

静岡市における認定及び特例認定NPO法人数（累計）



静岡市における認定・特例認定 NPO 法人に対する寄附総額



<基本目標について>

(1) 優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取組

NP0 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁が認定することにより「認定 NP0 法人」になることができます。静岡市が所轄庁となっている認定 NP0 法人は、平成 27 年度は 6 団体でしたが、令和 3 年度末時点では 14 団体（特例認定を含む）となっており、客観的な基準において高い公益性をもっていると言える団体が増加しています。

一方で、市民活動そのものは優劣をつけるべきものではないため、第 3 次計画において行政による一定の方向づけのもとで評価する顕彰制度の構築については、慎重に進める必要がありました。

(2) 市民活動団体の運営を支援する取組

市民活動団体では、組織のマネジメントや事務処理等について十分なスキルをもった人材が不足している傾向にあります。市民活動センターでは、組織づくりや会計事務等に関する相談事業や人材・団体育成講座を通じ、団体の組織基盤が安定し、継続的な活動につながるよう支援をしています。

また、静岡市では令和 2 年度から「ふるさと応援寄附金等による NP0 等指定寄附事業」を始めました。市民活動団体が事業を行う上で必要な資金を調達するための一つの方法として、活用しやすい制度となるよう改善を図りながら取組を進めていく必要があります。

■施策の柱 4 「つながる」（市民協働の推進）

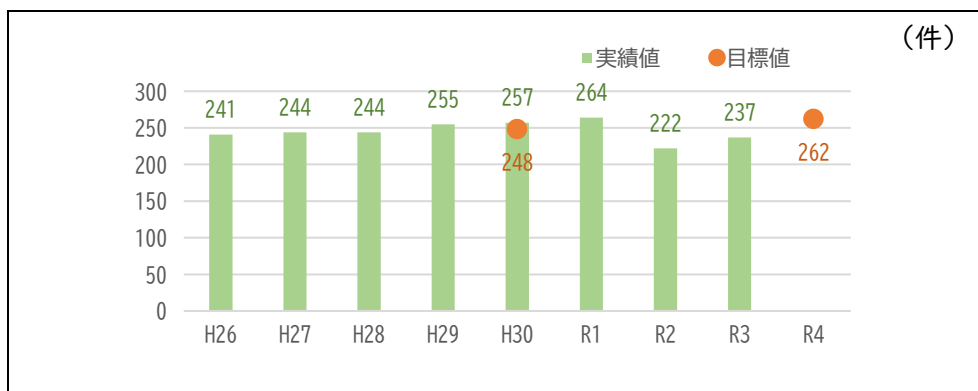
成果指標	市民活動団体と市との協働事業数
モニタリング 指標	他の NP0、行政、企業、自治会・町内会、学校、その他との協働事業の 件数
基本目標	(1) 市民活動をつなげるための取組（市民活動団体相互や全体に関わる 取組） (2) 相互の理解を深める協働事業提案制度の充実（市の取組）

<成果指標について>

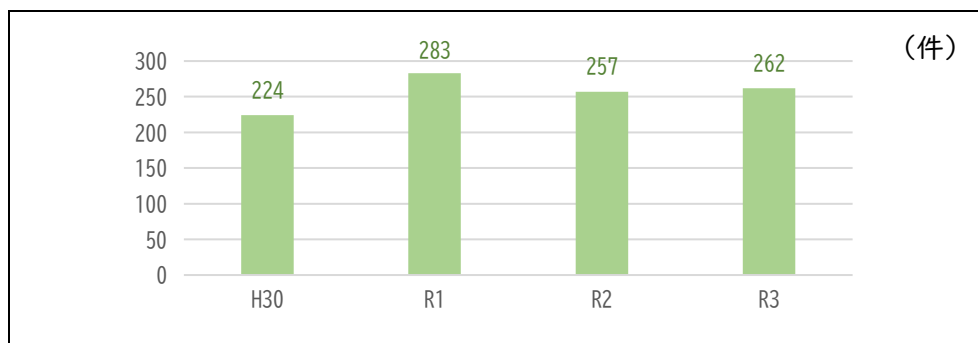
平成 30 年度の中間見直しによって令和 4 年度の目標値が 255 事業から 262 事業に上方修正されました。令和元年度実績は 264 事業となり目標値を達成したところですが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 3 年度については、当初は 282 事業が計画されていたものの、感染拡大により中止を余儀なくされた事業もあり、実績と

しては237事業となっています。感染症の影響がなければ目標値を達成している見込みであったことから、引き続き協働を全庁的な取組として推進していきます。

市民活動団体と市との協働事業数



他のNPO、行政、企業、自治会・町内会、学校  
その他との協働事業の件数



<基本目標>

(1) 市民活動をつなげるための取組（市民活動団体相互や全体に関わる取組）

市民活動団体と、市民、企業、行政などの多様な団体との接点を増やすことや、市民活動団体と市との協働につながるきっかけづくりをすることが大切です。市民活動センターでは、利用団体による会議（連絡会議／利用者会議）や、周年祭を通じた団体相互の交流、共催事業等による協働の促進及び団体の育成、企業の CSR 活動の周知等を通じて、様々な団体がつながるための機会を創出しています。

(2) 相互の理解を深める協働事業提案制度の充実（市の取組）

静岡市では市民活動団体と行政（市）が相互に協働事業のアイデア等を提案し、その提案を通じて協働を創出していくことを目的とした「協働事業提案制度」を設けています。そのうち「協働パイロット事業」については、積極的な活用を図るため、採択された事業のうち高い効果が認められるものについて翌年度の継続実施を可能とするよう

平成27年度から制度の変更を行いました。2年間の事業となることで効果検証が行いやすくなったり、関係者とのネットワークの構築等が進んだりすることで、パイロット事業終了後も本格的な実施につながる等の成果がありました。

一方、同様に協働事業提案制度の一つである「市民活動協働市場」については平成25年度以降、市及び市民活動団体双方から提案がなされていないことから、制度の見直しや活用方法について検討していく必要があります。

## (2) 静岡市による自己評価を受けて

第3次計画の成果指標は、定量的に測るための数値目標が設定されています。これらの数値は、施策に対するPDCAを回していく上で重要な要素となっていますが、注意しなくてはならないのは、市民活動は数値だけでは評価できないということです。

数値のみを見て評価することはある意味簡単です。それゆえに「数値を取りやすい(把握しやすい)」ものが指標として設定されてしまう可能性もあり、目指すべき目標に対する達成状況を適切に評価できるものなのか、設定されている目標値は妥当な数値なのか、といった点から不十分なものとなってしまいます。

数値目標を立てること自体は行政の仕組み上やむを得ない部分もありますが、社会情勢の変化を踏まえたり、質的な変化に着目したりすることも重要です。そのためには市民活動に関わる人や、あるいはこれから関わる人の声をしっかりと聴き取っていくということを、計画の中で位置付けていく必要があります。

また、数値目標を立てる場合は、人口減少、少子高齢化のなかで、「増加させ続けるもの」という基本的な認識を改めた上で、適切な指標を立てる必要があります。



## 4 第4次静岡市市民活動促進基本計画の基本的な考え方

### (1) 目指す姿

第3次計画では、様々な主体が協働に取り組むこと、そのための市民活動団体の自立、市民活動に対する市民の意識の醸成と参加促進を図るため「より多くの市民が参加するまちづくり」を平成34年度（令和4年度）の目指す姿として掲げました。

基本的な考え方は踏襲しつつも、第4次計画の終期である令和12年（2030年）において目指すべき姿については次のように提案します。

2030年に目指す姿

多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち

～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

「市民活動」というと、高い使命感をもった人々が社会課題の解決に向けて取り組んでいくものというイメージがあるかもしれませんが。もちろん、そうした活動も非常に重要なものですが、市民活動は、行政や企業、家庭等とともに人びとの生活を支え豊かにしていくための重要な営みのひとつであり、一人ひとりの生活に密接に関係しています。

こうした市民活動が自然に、生活の一部として溶け込んでいる下記のような社会の状態が理想です。「目指す姿」は、こうした状態を表す一文として設定しました。

- 限られた人ではなく、誰もが市民活動に関わることができる社会
- 一人ひとりが暮らしの営みのなかで支えあい、役割をもって活躍できる社会
- それが特別なことではなく“あたりまえ”と感じられる社会
- 多様であることや自由であること、挑戦することを受け入れるとともに、困っていたら自然に支えあえる社会

### (2) 施策の柱

第3次計画においては「知らせる」「やってみる」「深める」「つながる」の4つの柱によって、それぞれの施策を推進していました。

第4次計画においては、上記の「目指す姿」を実現するため、市民一人ひとりが「自分たちの計画である」と思えることが重要です。

そのため、第4次計画におけるそれぞれの施策の柱は、市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるよう「触れる・楽しむ」「動き出す」「創る・実現する」「つながる・変わる」とすることを提案します。

	第3次計画		第4次計画
目指す姿	より多くの市民が 参加するまちづくり	➤➤	多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち ～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～
施策の柱 1	知らせる ＜交流の場づくり＞	➤➤	触れる・楽しむ ＜市民活動へのちょっとしたきっかけの創出＞
施策の柱 2	やってみる ＜市民活動への参加の促進＞	➤➤	動き出す ＜日常の一部としての市民活動の実現＞
施策の柱 3	深める ＜市民活動の自立を支える環境づくり＞	➤➤	創る・実現する ＜市民活動を支える機運を高める＞
施策の柱 4	つながる ＜協働事業の推進＞	➤➤	つながる・変わる ＜異なる組織や世代をつなぐ取組の支援＞

### (3) 施策の柱ごとの方向性

「施策の柱」それぞれを実現させるために必要な施策の方向性について次のとおり提案します。

施策の柱 1	触れる・楽しむ ＜市民活動へのちょっとしたきっかけの創出＞
-----------	----------------------------------

「触れる・楽しむ」は、市民活動への足掛かりであり、また、受動的な立ち位置から、より能動的に動き始めていく市民の姿を表現しています。

市民活動に対するハードルや負担を軽減し、ちょっとしたことをきっかけに自然と参加できるような、そんな状態をつくっていく必要があります。

そのためには行政が積極的に情報を発信することはもちろん、市民活動団体や市民が、お互いに情報を出し合い、社会全体へ伝えることができるよう「市民への情報の広がり

の支援」や、情報だけではなく実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、関心や意識を醸成する学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった「市民活動を身近に感じられる機会の創出」が重要となります。

<p>&lt;施策の方向性（案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民による情報発信の支援</li> <li>➤ 市民活動に対する興味・関心を促す場づくり</li> <li>➤ シチズンシップ<sup>※</sup>を育むための学習機会の創出</li> </ul>
---

※ただ住んでいるだけの住民から一歩踏み出して、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識のこと（第4次静岡市総合計画パブリックコメント用資料より）

<p>施策の柱 2</p>	<p>動き出す          &lt;日常の一部としての市民活動の実現&gt;</p>
-------------------	---

様々なきっかけを通じて市民活動に一歩踏み込み、社会のための活動に関心・興味を持ったなら、次はその思いを行動に移すための「動き出す」ステージです。使命感をもって社会課題の解決に取り組むこともあります。本人が「ボランティア」や「市民活動」といった認識がなくても構いません。特別なことをしなくても、日々の営みの中で地域の人々と支えあうことも市民活動です。市の施策に対して自身の意見を表明したり、市政に対して主体的に様々な形で関わることもその一部であると言えます。

こうした状態を実現するためには、年代や性別、国籍、社会的な立場や属性、また個人や団体、企業等の組織のかたちに関わらず、「多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり」を進めていく必要があります。

また、動き出した結果、新たな関心や問題意識をもち、自らが主体となって活動を立ち上げたいというケースも生じてきます。「市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり」に取り組み、次のステージへと促していくことも必要です。

<p>&lt;施策の方向性（案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民活動に対する市民の自発的な参加の促進</li> <li>➤ 年齢や国籍、障がいの有無、ライフスタイル等の違いに関わらず市民活動に自然に参加できる環境づくり</li> <li>➤ 企業等による社会貢献活動の促進</li> <li>➤ 市民活動の立ち上げ・組織づくりの支援</li> </ul>
---

施策の柱 3	創る・実現する <市民活動を支える機運を高める>
-----------	-----------------------------

動き出した活動が広がり、または深まっていくなかで、それぞれの目的やミッション達成に向けて様々な市民活動が創られ、実現されます。

市民活動は自由で多様なものですので、市民活動の数だけ「創る・実現する」の形がありますが、こうした市民活動そのものを促し、様々な活動が創られ、実現されることこそが豊かな静岡市につながります。

こうした状態を目指すためには、行政だけでなく、市民同士が相互にその活動や環境を支えていくことも重要となります。そうした機運の醸成や支え合いを実現するため、「自立した市民活動が互いに支え合える仕組みづくり」が求められています。また、行政としても多様な活動を幅広くサポートするため、それぞれの目的に向かって活動する市民活動団体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう「市民活動団体の基盤強化のための支援」にも取り組んでいく必要があります。

ただし、行政施策によって市民活動団体の自立性や多様性を損なうことにならないよう配慮する必要もあります。

<施策の方向性（案）>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民活動に関する情報の蓄積と活用</li> <li>➤ 市民活動の先駆性や創造性を発揮できる環境づくり</li> <li>➤ 市民活動に係る資金調達の情報提供や技術的支援</li> <li>➤ 市民活動に係る人材や団体の育成</li> </ul>

施策の柱 4	つながる・変わる <異なる組織や世代をつなぐ取組の支援>
-----------	---------------------------------

市民活動は、様々な主体が相互に交流しながらそれぞれの目的に向かって取り組んでおり、こうしてできたつながりは市民社会を支える根幹となっています。一方で、長年の活動の中では関係性が固定化してしまうという懸念もあります。

地域や社会の状況が大きく変わるなかで、こうしたつながりの関係性についても、しなやかに変化していくことが求められます。また、それに応じて必要とされる市の施策自体も変わっていきます。「つながる・変わる」には、つながりを大切にしつつも、つながるだけでなく、実際に変わっていく、という思いを込めました。

そのためには、「市と市民活動団体」という協働の形だけではなく、あらゆる主体による多様な形での協働を実現していくこと、福祉や教育、環境、産業等の様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みをつくる等、「多様な主体の相互理解や協働の促進」に取り組む必要があります。

また、これからの人口構成の変化を踏まえると、世代間のつながり、特に、活動を持続的なものへと変化させていくため、「活動を次世代につなげるための支援」をどのように進めるかも検討していく必要があります。

<施策の方向性（案）>

- 全庁的な協働推進の理解促進と仕組みづくり
- 行政との協働事業を促す制度の推進
- 市民活動団体同士や企業等との協働支援
- 活動を次世代につなげ、新たな活動を創出するための支援

<参考文献>

- ・令和3年度情報通信白書（総務省／2022）
- ・令和2年度 ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究（総務省／2021）
- ・SDGs－危機の時代の羅針盤（南博、稲葉雅紀／岩波新書／2020）
- ・第4次静岡市総合計画の策定に向けたデータ調査及び分析（静岡市／2022）
- ・静岡市全自治会・全連合自治会アンケート結果報告（静岡市、静岡市自治会連合会／2021）
- ・新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関する NPO 緊急アンケート報告書（「新型コロナウイルス」NPO 支援組織社会連帯（CIS）／2020）

## 5 協議会委員コメント（五十音順に掲載）

（池田 水穂子 委員）

急速に変化する時代において、課題は多様化・潜在化し、ゆえに近年「地域」と表現される地縁組織の市民活動が注目されつつあるように感じます。しかしながら、くらしの数多な、複雑化した課題は、地縁組織や行政、市民活動団体等が単体で解決するには難しいことも多く、的確かつしなやかな連携や協働が欠かせません。様々な相互理解の上に対話を重ね、工夫し、立ち止まり、見直すことを恐れないことで、よりくらしやすい静岡市を作っていけるように思います。この計画が多くの活動の下支えとなることを願います。

（大畑 康雄 委員）

市民委員としていくつかの危惧、不安な点があります。市民活動を増やすと言う点に関して、①市民活動へ参加する壁を感じました。レベルが高く、普通の市民には違和感を持つ。もう少し下がって来てほしい。②カルト宗教や靈感商法の問題がクローズアップされています。ボランティアを方便に勧誘をする手口ですので、これから、より市民活動を推進しようとするタイミングで非常にマイナスの影響が生じるのではないかと危惧します。しっかり市主導で有る事をアピールすることでプラスになると思います。

（片井 賢一 委員）

市民活動促進条例第2条で「市民活動」を「社会的課題の解決に取り組む公益のための活動」と定義されているが、市民活動とは何か？協働とは何か？主体はどこか？対象は誰？静岡市、活動していない市民、活動している市民、活動団体、企業か、などと考えながら、また協働も1998年頃にアメリカから入ってきた「アダプト・プログラム」による、県と市民による「協働（コラボレーション）」に関わったこともあります。当時は公園の維持管理、道路清掃でしたが、かなり幅の広い取り組みに変わって来ていると感じながら議論に参加してきました。

（川村 栄司 委員）

これまで多くのNPOの方々と連携したり災害ボランティアとして被災地に出向いたりした経験が役立てばと思い、市民委員として参加しました。私のスタンスは市民目線の基本計画作りであり、これまで市民活動という漠としたものに関わりがない方がいかに自然に楽しく参加できるかにありました。様々なバックボーンを持つ委員の方々との協議は有意義でした。長期に近い8年計画は激動の時代に意味があるのかという疑問は残りつつ中途での見直しもあることから、ルールを敷くのではなく道を開拓しながら進む指針を提示するものだと解釈しています。

(川村 美智 委員)

2030年に目指す姿として掲げた「多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち」という一文は、委員それぞれが自問し意見を交わしながら生まれてきた。期待と希望が込められている。市民活動は特別なことではなく、だれもが何かしら関わっていて、人と出会う場であり、できれば楽しくて心踊るものであってほしい。議論の中では、「支え合う」という言葉もよく出てきた。困ったとき自然に支え合える社会を目指して、基本計画が有効に機能することを願っている。

(北川 浩孝 委員)

令和元年7月に市民活動促進協議会委員に就任、第3次静岡市市民活動促進基本計画に基づき実践される活動進捗を見守りつつ、今回の第4次計画の作成に関わらせていただきました。各委員から審議の中、様々な立場や経験を通じた意見や想いをお聴きし、市民活動についての知識が浅い私は多くを学ばせていただきました。また、その間には新型コロナといった大きな情勢変化があり、各委員は市民活動の在り方について考え直す機会にもなりました。これからの市民活動においても、想定を超える変化に対して柔軟に対応できる応用力が求められると感じています。

(木下 聡 委員)

今回の計画で、8年後に目指す姿の中にあります「あたりまえに」という言葉、あまりこういう文書では出てこない表現かと思うのですが、この言葉に集約されるポイントは大きいと思っています。「市民活動」が決して特別なことではなく、誰もが意識しなくても自然と参加できるような状態。「課題」とか、「支援」とか、「連携」とかを考えなくても、みんなが自分の住む街や気の合う人々とのコミュニティの中で生き生きと暮らせる、そんな静岡市になったらいいなと思います。

(田中 志保 委員)

当市の市民活動を代表する諸先輩方と共に、「机上空論」にならないよう「私たちの手元にある計画にしたい」と協議を重ねました。私の拙い発言から諸先輩方が「本質」を汲み取ってくださった上に、「地に足のついた」意見を出してくださり、それらが反映された答申になっていると思います。また当市の担当課と市民団体との「協働」は、「パイロット事業を行う」といった大それたものではなく、この答申を作る過程での「ちょっとしたやりとり」や「質問に答えてもらう」といったささやかなことからすでに始まっていると思いました。



(殿岡 明弘 委員)

市民活動が課題解決だけではない点は理解できるのですが、すそのを広げると市民活動促進協議会の焦点がぼやける感覚に陥っています。

豊かな暮らしを自然に生み出していくための活動なので、自然のリズムに合わせ、介入しない方が良くも考えています。成長とは違うところに価値を見出す習慣が必要なのかなと考え、脱成長も頭をよぎり自問自答してしまいます。

対象者別に概要版を分ける意見は良いと思います。2030年静岡市民が笑いであふれている姿を期待します。

(深野 裕士 委員)

私は「私たちは、自分たちの暮らしや自分たちの暮らすまちの未来のことを考え、かかわることができる社会に生きている」と思っています。そしてその一つの活動領域として市民活動はあると考えています。今回の「市民活動促進基本計画」が少しでもそのような市民活動を応援する計画になればと思いながら審議に参加しました。

この基本計画が、多くの市民の皆さんが活動に参加するきっかけを作り、活動を広げ深めていくようなものとなれば幸いです。

(山岡 義卓 委員 [会長])

市民活動あるいは関係する現場でさまざまな活動に携わっておられる委員の皆様とともに、それぞれの知見を持ち寄り、また、市民活動に止まらず本市の望ましい未来を想像しながら丁寧に議論をさせていただき答申を完成することができました。そのプロセスは有機的(ex.ワークショップ形式で知恵を出し合う等)で、私としては「作成した」というよりも「生まれた」という感覚です。本答申はあくまでも協議会によるものですが、委員の皆様のご経験や議論の経緯を踏まえれば、多くの市民の皆様を受け入れていただける内容であると確信いたします。

本答申作成にあたり、事務局の皆様には適切な情報提供や意見の整理、議論のための環境整備等に尽力いただきました。事務局のお働きなしには完成できなかったことを申し添えます。

(山本 由加 委員 [副会長])

第3次から8年を経、第4次計画の答申にも携わせて頂きました。環境変化による苦境の中も市民と共にあろうとする静岡の市民活動の意志を、委員の方々を通じて感じ取りました。答申には未来への強い願いが込められています。これは公的な協議会とは思えないほど活発な議論の賜物です。この協議会自体が豊かな協働の場でした。

そしてこの熱が拡大することを願います。市民活動促進の評価、対話の場の不足等多くの問題提起がなされました。8年後の2030年、市民活動がさらに静岡市を強く豊かにしていることを心から願います。

## 資料

### 静岡市市民活動促進協議会（第8期）委員名簿

No.	氏名	所属
1	池田 水穂子	里山くらし LABO 代表
2	大畑 康雄	市民委員
3	片井 賢一	認定 NPO 法人丸子まちづくり協議会 理事
4	川村 栄司	市民委員
5	川村 美智	NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか 副代表理事
6	北川 浩孝	静岡ガス株式会社 静岡支社長
7	木下 聡	日本ファンドレイジング協会 静岡チャプター代表
8	田中 志保	Single Parent 101 代表
9	殿岡 明弘	市民委員
10	深野 裕士	市民委員
11	山岡 義卓	神奈川大学 経営学部 国際経営学科 特任准教授
12	山本 由加	認定 NPO 法人しずおか環境教育研究会 理事長

(敬称略・五十音順)

静岡市市民活動促進協議会（第8期）会議概要

	開催時期	協議内容等
第1回	令和3年8月31日 (オンライン)	委員委嘱(7月1日付)、諮問 [議題] 第4次市民活動促進基本計画の主要な論点について
第2回	令和3年11月25日	[報告] 今後のスケジュールについて [議題] 「2030年度のあるべき姿」について (ワークショップ形式により開催)
第3回	令和4年1月27日 (オンライン)	[議題] 「8年後のめざす姿」について 施策の柱の枠組みについて
第4回	令和4年3月25日 (オンライン)	[報告] 「8年後のめざす姿」について [議題] 施策の柱の枠組みについて
第5回	令和4年7月6日	[議題] 目指す姿及び施策の柱について 第3次計画の評価について 答申の内容について
第6回	令和4年8月23日	[議題] 答申の内容について

諮問の内容

03 静市市第 1680 号

令和 3 年 8 月 31 日

静岡市市民活動促進協議会会長 様

静岡市長 田辺信宏  
(市民局市民自治推進課)

市民活動促進の基本となる計画について（諮問）

静岡市市民活動の促進に関する条例（平成 19 年 3 月 20 日静岡市条例第 13 号以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により、次の市民活動促進の基本となる計画の策定をしたいので、条例第 8 条第 4 項の規定により諮問します。

記

- 1 第 4 次静岡市市民活動促進基本計画の策定について

## ○静岡市市民活動の促進に関する条例

平成19年3月20日

条例第13号

改正 平成26年12月12日条例第139号

### (目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

### (市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- (2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- (3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- (4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

### (市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

### (市民及び市の責務)

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

3 市民及び市は、市民相互及び市民と市との間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業(以下「協働事業」という。)の創出に努めなければならない。

2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

(2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。

(2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。

(3) 協働事業の促進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 協働事業の促進に関すること。

(2) 基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項  
(組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 市民活動団体に所属している者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(平26条例139・一部改正)

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月12日条例第139号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。



静岡市市民活動促進協議会  
市民活動促進の基本となる計画について（答申）

令和4年10月

■お問い合わせ■

静岡市市民活動促進協議会事務局  
（静岡市市民局市民自治推進課）  
電話 054-221-1372